

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年3月まで

私は、平成10年に海外から帰国し転入の届出をした際に、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ったと記憶している。年金の記録は、在外期間とも符合しておらず、申立期間の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月に海外から帰国したことに伴い、市役所で転入届を行った際に、国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ったと述べているところ、戸籍の附票によれば、帰国直後ではなく、同年10月に転入届を行った記録が確認できることから、申立人の主張と相違する上、同年同月の時点で申立人が述べているように免除申請を行ったとしても、申立期間のうち同年8月以前の期間に係る保険料が免除されることは無かったと考えられる。また、申立人が平成10年1月の帰国から11年2月まで居住した市の国民年金被保険者の電算記録にも、同期間に申立人が国民年金に加入していたことを示す記録はうかがえず、オンライン記録との齟齬は無い。

さらに、申立人は平成11年3月1日付けで転出しており、転出先の町でも同様に免除申請を行ったと述べているところ、転出先の町役場では、住民基本台帳法に基づき、届出窓口の一元化が図られており、同町役場の保管する申立人に係る住民異動届から、申立人が同年同月同日付けの転入について同年同月11日に届け出たこと、及び申立人の国民年金手帳記号番号の記載が確認できるものの、国民年金の資格取得日の記載が無いことから、申立人は11年3月1日の転入日をもって被保険者資格を取得するところとなり、申立期

間のうち同年2月までは未加入期間とされたものと推定できる。

しかしながら、申立期間のうち、平成11年3月については、i) 上記のとおり、同年同月11日に転入届を速やかに届け出たことが確認できること、ii) 申立期間前後の国民年金加入期間に係る保険料は全額免除されていることから、免除承認基準は満たしていたと考えられる上、そのほかの加入期間において保険料の未納は無く、近年に至るまで適切に保険料の免除及び納付猶予申請を励行している実績があること、iii) 転入時に免除申請を行ったという申立人の主張などから、保険料が免除されず、未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年3月の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から3年3月まで
② 平成3年10月

私は、未納になっていた国民年金保険料を自動車税と一緒に農協の窓口で過年度納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の状況から、平成2年11月ごろ払い出されたものと推測され、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころ申立人は、国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間①当時には国民年金被保険者資格を有していたと考えられる。

また、オンライン記録から、平成5年3月に過年度納付書が作成されたことを示す記録が確認できる上、申立期間②について、さかのぼって被保険者資格を取得したことを示す記録も見当たらないことから、同過年度納付書は申立期間②が対象とされていたとも推認でき、申立人は、いずれの申立期間についても、厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う国民年金加入手続を適切に行っていたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料と一緒に自動車税を納付したと述べているところ、申立期間当時、申立人が居住する市を管轄していた社会保険事務所（当時）では、未納者に対して毎年5月から6月ごろにかけて過年度納付書を発送していたとしており、自動車税の納期限（5月末日納期限）にも近いことから、申立人の記憶には信ぴょう性がある。

加えて、申立期間は合わせても10か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う国民年金加入手続の機会（平成7年7月の1か月）についても、短期間ではあるが、これを未加入とはせず、手続を行うとともに保険料も納付しており、上記のとおり、申立期間についても同様に手続を行っていたながら、保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1368

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和57年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月31日から同年11月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。昭和57年10月末までA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主及び元経理担当者の回答から判断すると、申立人は、当該事業所に昭和57年10月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和57年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「昭和57年11月1日」とすべきところ、「昭和57年10月31日」と誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における標準賞与額に係る記録を、平成15年4月10日は1万2,000円、16年4月9日は13万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年4月10日
② 平成16年4月9日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得たが、A事業所が保管する全社員賞与集計表により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する全社員賞与集計表により、申立人は、申立期間①において1万2,000円、申立期間②において13万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年4月10日及び16年4月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月13日から同年4月13日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。同一企業内での転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB事業所（A事業所から名称変更）から提出された在籍証明書及び人事発令から判断すると、申立人はCグループ企業に継続して勤務し（昭和59年4月13日にA事業所からD事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和59年2月のオンライン記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和59年3月13日となっていることが確認できる上、事業所は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和59年4月13日とすべきところ、同年3月13日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は同年3月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から同年8月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得た。平成14年8月の給与明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の給与から申立期間の保険料を控除したが、申立てどおりの届出をしておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、事業主が資格取得日を平成14年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 10 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 5 日から 42 年 10 月 2 日まで
④ 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 9 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和44年11月4日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証は、旧姓で再交付されており、申立人が昭和43年6月に婚姻していることを踏まえると、脱退手当金が支給される以前に再交付されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成元年 4 月まで

私は、昭和 62 年 11 月にそれまで勤務していた事業所を退職し、すぐに年金手帳を持って市役所へ赴き国民年金の加入手続を行った。保険料の納付についても私が金融機関へ赴き、窓口に一冊のつづりになっていた納付書とともに現金を渡した。その際、窓口で納付した部分（月）の半券を切り取られた記憶がある。申立期間については保険料を納付していたはずであり、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 11 月の会社退職後すぐに、年金手帳を持参して市役所へ赴き、国民年金の加入手続を行い、毎月、金融機関で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の所持する年金手帳には、申立期間当時に国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無い。

また、申立人の居住する市の電算記録でも、申立期間は国民年金には未加入とされており、申立人に対して納付書が発行されることは無かったと考えられる上、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から6年5月まで
私の年金記録によると、申立期間が未加入期間とされているが、私の母親が当時居住していた町の役場において、私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付したと言っているため、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親から、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと聞いていると述べているところ、申立人の母親は、申立人が20歳になったころ、町役場から書類が届いたため手続に行った記憶があると述べている一方で、申立人が学生であることを窓口で伝え、そのまま帰ってきたような記憶もあるとしており、加入手続に係る記憶は曖昧である上、当時、学生の国民年金への加入は任意であり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続が行われなかった可能性がある。

また、申立人の母親は、督促が数回届いたため町役場の窓口で5万円ぐらいの保険料を納付した記憶があるとしているが、申立人の母親が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とは大きく乖離している上、納付したのもその1回のみであると主張しており、申立人の母親の証言から申立期間全体の保険料の納付はうかがえない。

さらに、申立人の母親は申立期間当時、申立人の年金手帳を受け取った記憶は無いとしているほか、申立人が申立期間当時居住した町の役場に、申立人に係る国民年金の記録は無く、申立期間が未加入とされているオンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年2月まで

私は、20歳から国民年金保険料を納付する義務があること、また、障害者年金の制度があることも知っていたので、保険料を納付していた。申立期間のうち約1か月は無職の期間で、残りの期間は百貨店でアルバイトをしていたが、その期間も保険料を納付し、確定申告をしている。以前、市役所の窓口で保険料の未納は無いと説明を受けているので、未納となっている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の平成元年8月ごろに国民年金への切替えの手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の国民年金被保険者の状況及び申立人が所持する年金手帳に記載されている処理年月日から、4年6月ごろ払い出されたものと推測され、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて加入手続きを行い、さかのぼって申立期間の国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、上記加入手続きを行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかった上、上記加入手続き時点で、申立期間は既に時効のため、さかのぼって保険料を納付することもできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間に国民健康保険にも加入していた記憶があるとしているが、申立人の居住する市の記録によれば、当時は同保険に加入していないなど、申立人の記憶は曖昧である。

さらに、上記市の国民年金被保険者名簿でも申立期間は未納期間とされて

おり、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間当時、大学在学中であったが、亡くなった両親が私の代わりに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた記憶があるので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を実家の所在市で納付していたと述べているが、国民年金は制度上、住民登録をしている市町村において加入手続を行うものであるところ、申立人は大学進学時には実家の所在市からは転出していた上、在学中、その両親が申立人を訪れたことも無いとしていることから、その両親は実家の所在市及び申立人の在学中の住所地のいずれにおいても国民年金加入手続を行ったことは考え難い上、申立人自身も在学中の住所地で自身の国民年金の加入の手続を行ったことは無く、加入手続をどこで行ったのかも分からないと述べており、申立人が申立期間に国民年金に加入していたことがうかがえない。

また、オンライン記録によると、i) 昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料が同年同月 24 日に、同年 7 月から 61 年 3 月までの保険料が 60 年 10 月 29 日に現年度納付されているほか、59 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料が同年 7 月 4 日に過年度納付されていること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は同年 6 月 14 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は同年同月ごろ国民年金の加入手続を行い、大学卒業時までさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、同加入手続まで、申立人は国民年金には未加入であったこととなり、申立期間当時、納付書が発行されることは無

く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、上記のとおり昭和 60 年 6 月ごろに加入手続きを行い、59 年 4 月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推測されるが、申立期間当時、学生の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について、さかのぼって被保険者資格を取得することはできなかったことから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することもできなかったと考えられる。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（通帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 59 年 2 月まで

私は、申立期間当時は学生であり親元を離れて生活をしていた。私が 20 歳に到達したころ、母親が私に代わり国民年金の加入手続を行い、保険料は個人事業を営んでいた自宅に毎月訪れていた金融機関の職員に納付していた。

また、当時の年金手帳を所持しており、その年金手帳には 20 歳に国民年金の資格を取得した日の記載もあるため、申立期間の国民年金が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、申立人が 20 歳に到達したころ、母親自身の住所地の市役所で申立人に係る加入手続を行ったと述べているが、申立人は 20 歳到達時及び申立期間を含む昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの間、親元の住所地から他市へ住民票を移しており、制度上、国民年金の加入手続は、住民登録をしている市町村で行うものであるため、申立人の母親が述べるように申立人に係る加入手続が行われたことは推認し難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、このころ初めて行われたとみられる加入手続により、20 歳到達時にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、同年同月まで申立人は国民年金には未加入であったことになるほか、i) オンライン記録によると、当初の資格取得理由が「適用

漏れ」とされていたこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿に、同年同月の国民年金手帳記号番号の払出は、市の職権による未加入者に対する適用対策によるものであったことを示す記載が認められることからみても、申立人の加入手続が 20 歳到達時に行われたこと、及び申立期間当時、申立人の保険料が納付されていたことは考え難い。

さらに、申立人の所持する年金手帳に、20 歳到達日を資格取得日とする記載は確認できるものの、オンライン記録上、昭和 60 年 12 月に申立人の資格取得日が 20 歳到達日から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 59 年 9 月 26 日に訂正処理されており、これにより、申立期間は未加入期間となったものとみられるが、これは、申立人が申立期間当時、国民年金への加入が任意であった学生であり、制度上、任意加入の対象となる期間をさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできないことから、上記のとおり 60 年 9 月に初めて申立人に係る加入手続が行われたとみられることを踏まえると、同年 12 月の訂正処理により、申立人が学生であった申立期間が未加入期間とされ、59 年 9 月の資格取得時から保険料の納付を開始した（昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までは過年度納付したものとみられる）とされていることに不自然なところは無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

私は、大学卒業後、国民年金に加入しておらず、結婚を機に加入した。その際、送られてきた納付書に指定された期間の保険料をまとめて金融機関で納め、その領収書を受け取ったほか、未納は無いことを何度も確認したことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機として国民年金に加入し、その後、送付されてきた納付書により申立期間を含めた未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から確認できる前後の同記号番号の国民年金被保険者の状況から、申立人が結婚した平成元年 12 月に夫婦連番で払い出されたとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の主張どおり、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、この時点で、申立期間は既に時効のため保険料を納付することはできず、申立人に届いた納付書に申立期間が含まれていたとは考え難い。

また、申立人は、さかのぼって未納期間の保険料を納付したため、未納は無いものと認識していたと述べるのみで、申立人が納付した保険料に申立期間の保険料が含まれていたことが推認できるまでの証言は得られない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（通帳、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1270

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 1 月から 16 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月から 16 年 3 月まで

私は、夜間の専門学校に通いながら病院に勤務していたが、研修のため病院を退職した。次の厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入し、納付期限内にコンビニエンスストアで保険料を納付したはずであるので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付された納付書に記載された納付期限内にコンビニエンスストアで納付したと主張しているが、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶は無く、保険料の納付回数、納付金額等の記憶もはっきりしないとしているほか、コンビニエンスストアで国民年金保険料の納付が可能となったのは、平成 16 年 2 月からであることから、申立期間の大半は、申立期間当時、申立人の主張するように保険料を納付することができたとは考え難い上、申立人は、同年 3 月に転出しており、転出先で上記のように保険料を納付したことは無いとしていることから、コンビニエンスストアに対応した納付書を用いて、申立期間に係る保険料を遡さかのぼって納付したことも考え難く、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料納付を行ったことについてうかがい知ることができない。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の電算記録では、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、オンライン記録との齟齬そごも無い上、オンライン記録によれば、申立人に対し、平成 15 年 3 月 25 日及び 17 年 2 月 22 日付けで、申立期間に係る国民年金への加入勸奨状が作成された記録が確認できることから判断しても、申立人は申立期間には国民年金に加入していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡も無い上、申

立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 4 月まで

私は、昭和 62 年 3 月に起業した際、国民年金の加入手続を行い、過去 2 年分の保険料を納付した。その後の保険料は、金融機関から口座振替で毎月納付しており、申立期間が未納期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 6 月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこのころ初めて国民年金の加入手続を行い、申立人が大学院を修了した昭和 60 年 4 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。このため、上記加入手続時点で申立期間は既に時効のため、さかのぼって保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、オンライン記録から、申立人が加入手続を行ったと考えられる平成 3 年 6 月に、その時点で時効前であった元年 5 月から 3 年 3 月までの保険料を過年度納付していたことが確認でき、申立人はこの納付を申立期間の保険料の納付として混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が居住する市の記録でも申立期間に係る保険料は未納となっており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A事業所に勤めていた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、47 万円から 41 万円に減額訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書から、申立人は、標準報酬月額 47 万円に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、上述の給与明細書から、申立人は、標準報酬月額 41 万円に見合う報酬月額を受け取っており、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 12 年 2 月 8 日付けで、47 万円から 41 万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、申立期間当時のA事業所の事務担当者は、「資格取得時の報酬月額と実際に支払われた給与との差額が生じているかを調査し、差額が生じているときは、実態に基づき資格取得時報酬訂正届を社会保険事務所（当時）に提出していた。」と述べていることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、資格取得時にさかのぼって 41 万円に訂正されていることに不自然さはない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間はA事業所に勤務しており、事業所から健康保険被保険者証をもらったと記憶していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月 10 日から同年 8 月 28 日までの期間、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、厚生年金保険の適用を受けておらず、法人設立後の昭和 63 年 9 月 26 日にB事業所として厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人が同僚として記憶している者は、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、B事業所が新規適用を受けた日（昭和 63 年 9 月 26 日）と同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上述の同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

加えて、B事業所の事業主は、「A事業所は、申立期間当時からC国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険に加入したのは、法人になった後である。厚生年金保険に加入していない期間について、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 8 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録は確認できないとの回答を得た。
給与明細等はないが、A事業所において厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与支払名簿及び同僚の証言から申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が「私と同時期に同様の業務内容で勤務していた。」と述べている同僚の中には、申立期間を含む長期間にわたって厚生年金保険の加入記録が確認できない者や、加入記録が無のまま退職した者が確認できる。

また、A事業所の事務担当者に照会したところ、「申立期間当時、申立人と同じ仕事をしていた社員の厚生年金保険の加入については、社員の意向により、加入させるかどうか決めていた。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間のうち一部の期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1376 (事案 240 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から28年7月24日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、新たに同僚の氏名が分かったので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内の昭和28年8月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに同僚の氏名が分かったとして再申立てしているが、当該同僚に聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得ることができず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月から 22 年 1 月まで
② 昭和 22 年 10 月から 23 年 11 月 8 日まで

社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①及び②について、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚並びに申立人及び同僚が事業主として記憶している者が、申立人はB職として勤務していたと証言していることから、期間は特定できないものの、勤務していたことはうかがわれる。

しかし、女子職員の厚生年金保険料徴収開始は昭和 19 年 10 月 1 日であり、申立期間①のうち、同年 6 月から同年 9 月 30 日までの期間については、女子職員が厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、上述の事業主は、「申立期間①当時、申立人はC事業所（A事業所の法人設立前の事業所）に勤務していた。C事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、申立期間①において、申立人が上司及び同僚として挙げた者に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間②について、申立人及び同僚が事業主として記憶している者が、申立人はB職としてA事業所に勤務していたと証言していることから、期間は特定できないものの、勤務していたことはうかがわれる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A事業所は、昭和 23 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、22

年 10 月から 23 年 10 月 31 日までの期間については、適用事業所ではないことが確認できる。

また、上述の事業主は、「申立期間②当時、A 事業所は法人設立していたが、設立後すぐに厚生年金保険に加入したわけではない。」と回答している。

さらに、申立期間②のうち、昭和 22 年 10 月から 23 年 10 月 31 日までの期間において、申立人が上司及び同僚として挙げた者に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。